

# 地域型保育事業における連携施設の確保に関するガイドライン

令和3年4月1日作成  
那珂市保健福祉部こども課

## 1 策定の目的

地域型保育事業は、利用児童に対する保育が適正かつ確実に行われ、地域型保育事業者による保育の提供終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」第6条において、① 保育内容への支援、② 代替保育の提供、③ 卒園後の受け皿の役割等を担う「連携施設」を確保することが求められています。

このガイドラインは、連携施設を確保するにあたり、保育所、幼稚園及び認定こども園の設置者と円滑に協議を行えるように、連携施設に関する要件及び連携協力の内容等に関する那珂市の考えを示すことにより、地域型保育事業者による適切な連携施設の確保並びに各連携施設による卒園児の受け入れに関する統一的な運用を図ることを目的に作成したものです。

## 2 定義

このガイドラインにおける用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 地域型保育事業 家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業をいう。（居宅訪問型保育事業を除く。）
- (2) 地域型保育事業者 地域型保育事業を行う者をいう。
- (3) 地域型保育事業所 地域型保育事業を実施している場所をいう。
- (4) 教育・保育施設 認可を受けた保育所、認定こども園及び幼稚園をいう。

## 3 連携施設の確保方法

地域型保育事業者は、本ガイドラインを参考に、事業実施場所の立地や近隣施設の状況等を勘案しながら、連携を希望する施設と自ら協議や調整を行い、「①保育内容への支援」、「②代替保育の提供」、「③卒園後の受け皿」に係る連携施設を確保してください。

連携施設については、必ずしも1施設に限定する必要はなく、複数の教育・保育施設を連携施設とすること、連携施設側が複数の地域型保育事業所の連携施設となることも可能です。また、ひとつの教育・保育施設で①～③の機能の一部しか協力できない場合であっても連携施設となることができます。

なお、確保するにあたり、日常的に地域型保育事業所と連携施設との間を往来することを踏まえて、可能な限り近いことが望ましいですが、近隣

に連携協力を得られる施設が無いなど、地域型保育事業所から離れた位置に連携施設を確保せざるを得ない場合には、バスの送迎を行うなど、具体的な対策を講じてください。

連携項目 ① 保育内容の支援 ② 代替保育の提供 ③ 卒園後の受け皿

#### 4 連携内容

##### ① 保育内容への支援

利用児童に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他保育内容に関する支援を行うこと。

##### <具体的な内容・水準>

下記の項目中、少なくとも1項目以上設定してください。

項目	内容・水準
相談・助言	日常の保育業務、個々の在園児に対する保育内容のほか、保護者や家庭への支援等について、連携施設へ相談を行い助言を受ける。
合同保育（行事への参加）	連携施設における定期的（年6回程度を推奨）な合同保育（行事への参加）により、2歳児等に対し集団保育の機会を確保する。
園庭開放	連携施設の屋外遊戯場等を定期的（月数回程度）に開放することにより、運動遊びを通じた児童の健康の増進を図る。
給食	自園調理を行う場合は、献立の作成に関する助言等の支援を受ける。 自園調理ではない場合、連携施設で調理した給食を搬入する。 ※ 配送するには、専用ボックス等を使用するなど衛生面に配慮するとともに、離乳食やアレルギー児等への対応を適切に行う。
健康診断	連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合、必要に応じて連携施設と合同の健康診断を受ける。 ※ 健康診断は少なくとも年2回実施

##### <連携にあたっての留意事項>

項目	内容
保育内容の支援を行う際の損害	保育内容の支援を行っている際に発生した損害・事故については、あらかじめ協定書において、それぞれ

対応	れの責任区分を明確に規定しておくものとし、当該損害等に備えて、双方が必要に応じて、保険（損害の被害者・加害者のいずれかも補償する内容）に加入すること。
費用負担	実費算定が可能なものは、実費弁済を基本とし、そうでないものは、双方協議のうえ合理的な額を設定することとし、いずれの場合もあらかじめ協定書において明確に定めておくこと。

## ② 代替保育の提供

地域型保育事業において、利用児童の保育に従事する者の病気や休暇等により保育することができない場合に、当該地域型保育事業者に代わって実施する代替保育を確保してください。

なお、代替保育の提供にあたり、その方法（連携施設において保育を依頼するか、代替要員の派遣を受けるか）は双方の協議により、いずれの場合でも可能とします。

一定要件※のもと、連携施設において代替保育が行われる場合、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所を連携施設とすることを可能とします。また、連携施設から職員の派遣を依頼し、代替保育が行われる場合、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所を連携施設とすることを可能とします。

※ 一定要件（次のア、イの要件が満たせることを確認した上で、小規模保育事業及び事業所内保育事業の連携を認めるものとします。）

ア 地域型保育事業者と連携施設との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 連携施設側の本来の業務遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

### <具体的な内容・水準>

項目	内容・水準
代替保育が必要な場合	どのような場合に代替保育を実施するかについては、地域型保育事業者と連携施設とであらかじめ協定に定めておくことが望ましい。 <代替保育が必要になる例> ○保育者の疾病により保育の提供が困難な場合 ○保育者の研修受講により保育の提供が困難な場合 等
連携施設側において受け入れないこ	上記にかかわらず、代替保育を受入れることにより、連携施設側で児童の安全な保育や施設運営に

とができる場合	<p>支障が生じる恐れがあると判断する場合は、連携施設において代替保育を受入れないことができることとする。</p> <p>具体的に地域型保育事業者と連携施設とであらかじめ協定書に定めておくことが望ましい。</p> <p>＜連携施設側が受け入れない場合の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○代替保育を受け入れることにより、連携施設側で保育士の配置基準を満たせなくなる場合</li> <li>○特別な支援を必要とする児童がいて、当該児童のために必要な人員を配置できない場合</li> <li>○連携施設及び地域型保育事業所の双方又は一方の児童の伝染性の疾病により重篤な感染等の恐れがある場合</li> </ul>
---------	---

＜連携にあたっての留意事項＞

項目	内容
代替保育時の損害対応	<p>代替保育中に発生した損害・事故については、あらかじめ協定書において、それぞれの責任区分を明確に規定し、当該損害に備えて、双方が必要に応じて保険（損害の被害者・加害者のいずれも保証する内容）に加入してください。</p> <p>【参考】損害の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域型保育事業者側の児童の怪我、病気、誤飲等の事故</li> <li>・ 地域型保育事業者側の児童による連携施設側児童、施設、設備等への加害による損害</li> <li>・ 移動中に発生した損害</li> </ul>
費用負担	<p>費用負担の額については、実費弁済を基本とし、あらかじめ協定書において定めておくこと。なお、費用の額は、期間による定額を定めるものでも、連携内容ごとに1回当たり、児童1人当たりの額を定めるものでも構いません。</p> <p>代替保育に係る費用は、基本的に地域型保育事業者側が負担すべきものであることに留意すること。</p>

③ 卒園後の受け皿

地域型保育事業所を卒園する児童（事業所内保育事業の利用児童にあっては、地域枠の児童に限る。）が優先的に入所できる枠を、連携施

設（教育・保育施設）において確保してください。

なお、連携施設が認可保育所や認定こども園（保育部分）の場合、市側で優先的に入所できる枠を10月下旬ごろ確認し、利用調整時に考慮します。

<具体的な内容・水準>

項目	内容・水準
卒園後の受け皿	<p>① 教育・保育施設</p> <p>原則、当該地域型保育事業者が提供していた保育時間と同等の内容（児童の教育又は保育を行う時間を11時間以上確保し、年末年始以外に長期休業を設定しないこと）を提供できること。ただし、幼稚園の場合はこの限りではない。</p> <p>② 連携施設は、連携する地域型保育事業所の卒園児が優先的に入所できる枠を確保すること。</p> <p>③ 協定書において、入所可能人数を「〇名以上確保する。」又は「最低〇名分確保する。」旨を定めること（「〇名以内確保する。」は認められない。）</p> <p>④ 地域型保育事業者は、毎年利用者の意向を確認し、連携施設の利用を希望する人数を把握し、当該連携施設側へ報告するなど円滑な運営に配慮すること。</p> <p>⑤ 連携枠の利用申込期限後、利用を希望する人数が確保した連携枠を下回ることが確定した場合、連携施設は利用を希望する人数を除いた確保枠について連携枠としないことができる。</p> <p>⑥ 認定こども園（教育部分）の連携枠の内定者は、内定の権利を保持しながら、4月の利用申込み（一次）をすることができる。ただし、権利を保持できる期限は、一次利用申込みの結果判明後（1月末頃）までとする。</p> <p>※連携先が了承していることが前提。</p> <p>⑦ 地域型保育事業者は、最低、当該事業の2歳児の利用定員の人数分の受け皿を確保することとし、実際の利用者数とその数を上回る場合については、その分の受け皿も確保すること。</p> <p>⑧ 卒園後の受け皿については、市外の施設を連携施設とすることは、原則認めない。</p>

連携枠の入所決定	卒園後、連携先の入所を希望する児童については、次のとおり決定する。	
	連携施設の種別	決定方法
	決定時期	
	保育所	11月の新年度一斉申込みに申込みしてもらい、市が定める利用調整基準（連携施設加点有）により市が決定。
	市が定める時期（通常1月）	
認定こども園	（1）保育部分	
	11月の新年度一斉申込みに申込みしてもらい、市が定める利用調整基準（連携施設加点有）により市が決定。	市が定める時期（通常1月）
	（2）教育部分	
	連携施設が定める基準日に従い、連携施設が定める選考基準に基づき、連携施設が決定。	連携施設が定める時期
幼稚園	連携施設が定める基準日に従い、連携施設が定める選考基準に基づき、連携施設が決定	連携施設が定める時期
※連携施設ではない施設を保護者が希望する場合は、通常の利用調整基準により決定する。		

<連携にあたっての留意事項>

項目	内容
優先的入所枠の考え方	特別な支援を必要とする児童で、保育所及び認定こども園（保育部分）の優先的入所枠において、当該卒園児の受け入れが困難な場合は、当該卒園児の保護者の同意のもと、優先的入所枠によらず、通常の利用調整基準に基づき、連携施設が決定するものとする。

費用負担	卒園児の受け入れに係る連携協力については、原則、費用負担は生じない。
------	------------------------------------

## 5 連携内容の確認

地域型保育事業者と連携施設は、連携内容を記した協定書等を必ず取り交わすこととし、締結された協定書等の内容により、上記4の①～③の連携内容の全て又はいずれかが含まれているか確認します。

なお、同一法人が運営する地域型保育事業所と連携施設が相互に連携する場合には、別紙「連携施設に関する協定書（ひな形）」の内容が含まれる事項を協議した議決機関の議事録の写しをもって協定書等に代えることができます。

## 6 連携施設確保の手続き

- ① 連携施設の確保に係る打診、協議  
(地域型保育事業者 ⇒ 連携施設側)
- ② 地域型保育事業者と連携施設側との連携施設に関する協定書等の締結  
(地域型保育事業者 ⇄ 連携施設側)
- ③ 地域型保育事業連携施設届出書（別紙様式）及び連携施設に関する協定書等の写し提出  
(地域型保育事業者 ⇒ 市こども課)

## 7 利用者へ連携施設に関する内容の説明

地域型保育事業者は、利用申込者に対して、重要事項説明書を交付して説明し、同意を得る必要がありますが、連携施設で設定する連携内容に係る注意事項などについても、できるだけ具体的に記載し、十分に説明を行ってください。

＜重要事項説明書に記載することが求められる項目及び内容の例＞

- ・ 連携施設の種類、名称、連携協力の内容
- ・ 連携施設に提供する場合がある個人情報の内容
- ・ 連携施設に設定された優先的入所枠の利用を希望する場合の申し込みの方法及び注意事項
- ・ 連携施設に設定された優先的入所枠の利用対象となる児童の決定方法、決定時期及び注意事項

## 8 すでに連携施設を確保している地域型保育事業者

本ガイドラインの作成前にすでに連携施設を確保している地域型保育事業者については、本ガイドラインを参考に、締結している連携協定等について、適宜、必要な見直しを行うよう努めてください。